

【所得】	
所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。	
ア：給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額及び所得金額調整控除額を引いた額が給与所得です。	イ：主たる給与以外の合計所得があれば、その合計額が表示されます。 ウ：主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所「※」印が入ります。 エ： 総所得金額① は給与所得とその他の所得額を合算したものを表示しています。(ア+イ)

イ:主たる給与以外の合計所得があれば、その合計額が表示されます。

ウ:「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所「【*】印が入ります。」

エ: **総所得金額①**は給与所得とその他の所得額を合算したものを表示しています。(ア+イ)

カ: **総所得③**は総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた額を表示しています。(エーオ)
(1,000円未満切り捨て)

山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等 先物取引	申告分離課税を選択して申告した上場株式等の配当所得 先物取引等、差金等決済をしたときの所得

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所		宛名番号

ケ: (摘要) 欄には、個人住民税減税控除済額、住宅借入金等特別控除額、寄附金税額控除額(ふるさと納税等)が表示されます。

雑損	雑損控除額
医療費	医療費控除額
社会保険料	社会保険料控除額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額
生命保険料	生命保険料控除額
地震保険料	地震保険料控除額
障・寡・ひ・動	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額
配偶者	配偶者控除額
配偶者特別	配偶者特別控除額
扶養	扶養控除額
基礎	基礎控除額

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合*を表示	未成年者	未成年者の場合*を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合*を表示	特障	特別障害者の場合*を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合*を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合*を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合*を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合*を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示		
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		
繰越損失		繰越損失がある場合*を表示	

税額控除前所得割額④	課税所得金額に税率を乗じて計算します。
税額控除額⑤	調査控除、配当控除、個人住民税減税控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,000円・府民税1,300円
森林環境税額⑧	1,000円
特別徴収税額⑨	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額
既充当・既委託納付額⑪	税額不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当した額
既納付額⑫	すでに納付された(納付すべき)額
差引納付額 (⑨－⑫－⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑬	税額変更等があった場合の変更前税額
増減額(⑨－⑬)	税額変更等があった場合の増減した税額
変更月	税額変更があった場合の変更月

市府民税と所得税では、所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。